

佐賀県「週休２日試行工事」実施要領（土木工事）

1. 目的

将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、佐賀県では、労働環境改善の取組みの一環として『佐賀県「週休２日試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休２日への取組みの促進を図ることとする。

2. 対象工事

対象とする工事は、原則として県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する全ての工事とする。ただし、以下の工事は別途要領によるものとし、本要領の対象外とする。

- ・ 農業土木工事
- ・ 森林土木工事
- ・ 港湾工事
- ・ 漁港漁場関係工事
- ・ 空港土木工事
- ・ 営繕工事

3. 週休２日試行工事の種類

週休２日試行工事は、次のいずれかの方式とする。なお、建設産業における週休２日への取組みを広く周知するため、現場閉所※による週休２日を基本とする。

(1) 現場閉所による週休２日「週休２日試行工事（現場閉所）」

対象期間内において、現場閉所を行い４週８休以上の休日を確保する取組みをいう。

(2) 交替制による週休２日「週休２日試行工事（交替制）」

現場閉所による週休２日の実施が困難な場合で、対象期間内において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日を確保する取組みをいう。

※「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4. 現場閉所による週休２日

4.1 対象工事

対象工事は、「2. 対象工事」に示す工事とし、特記仕様書に「週休２日試行工事（現場閉所）」であることを明示する。

ただし、以下の工事は対象外とする。

- ・ 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事等）
- ・ 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事等） ※災害の本復旧工事は週休２日の対

象とする

- ・ 交替制による週休 2 日試行工事
- ・ その他発注者が指定する工事

4.2 対象期間

工事着手日（着工届に記載の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間とする。

ただし、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まないこととし、指示については書面で行うこととする。

4.3 週休 2 日の達成判断

現場閉所率とは、対象期間内に現場閉所した割合をいい、達成状況の区分は下表のとおりとする。

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合は、休日に振り替えることができる。

また、次のような受注者の責によらないと判断できる場合で、休日または振替日に作業を行う場合は、休日もしくは休日の振替を選択できることとする。

- ・ 発注者が作業等を要請した場合。
- ・ 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合。
- ・ 周辺住民等からの苦情、危険防止等の緊急を要する作業が必要な場合。
- ・ その他、発注者が止むを得ないと判断する場合

また、日曜日は原則休日とする。

週休 2 日 達成状況の区分	達成判断	補正 対象※1	成績 評価※1
通期	対象期間内の現場閉所率28.5%（8日／28日）以上	—	○
月単位	対象期間内の全ての月で現場閉所率28.5%（8日／28日）以上 ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、 その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に 達成しているものとみなす。	—	○
週単位－ 完全週休 2 日（土日）	対象期間内の全ての週※2で土日に現場閉所 土日に代わる振替は、作業を行うこととなった現場閉所 日と同一の週※2に設ける。	—	○
完全週休 2 日	対象期間内の全ての週※2で土日に現場閉所 土日に代わる振替は、作業を行うこととなった現場閉所 日と同一の週※2に設ける。 4週に1回までの振替を可能とする。※3	—	○

※1 補正対象および成績評定については、各々「4.5 積算方法等」および「4.6 工事成績評定」による。

※2 1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

※3 振替週の間隔は、最低3週間。

4.4 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に従事期間、休日数及び現場閉所率等が確認できる計画工程表（任意様式）を監督員へ提出するものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(3) 実施報告

受注者は、現場閉所率を確認できる実施工程表（任意様式）を月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出するものとする。

また、監督員の指示により既存資料（作業日報、出勤簿等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(4) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により現場閉所とした場合や、計画工程表の現場閉所日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日等について監督員へ報告をしなければならない。

(5) 工事看板等による表示

「週休2日試行工事（現場閉所）」であることを記載した工事看板等を設置するものとする。

(6) 監督員の対応

- ・週休2日の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- ・緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- ・受注者から提出された実施工程表により、現場閉所の状況を確認しなければならない。
- ・受注者の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取組むものとする。

4.5 積算方法等

週休2日の達成状況の区分に関係なく、補正は行わない。

4.6 工事成績評定

週休2日を達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じて評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

週休2日 達成状況の区分	評価者	
	一般監督員	総括監督員
通期	工程管理（2項目）	—
月単位 週単位－完全週休2日（土日）	工程管理（2項目）	工程管理（2項目）
完全週休2日	工程管理（2項目） 創意工夫（1項目）	工程管理（2項目）

5. 交替制による週休2日

5.1 対象工事

対象工事は、「2. 対象工事」に示す工事のうち、以下の条件に該当する工事とし、特記仕様書に「週休2日試行工事（交替制）」であることを明示する。

- ・ 道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事
- ・ その他発注者が指定する工事

5.2 対象者

当該工事の元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）で、公共工事設計労務（51職種）、助手、運転助手、潜水世話役、機械世話役、機械工、機械設備据付工、電気通信設備技術者、電気通信設備技術員及び船団長に該当する全ての技術者、技能労働者及び現場代理人を対象とする。

ただし、休日率が50%以上となる技術者及び技能労働者は、当該工事に一時的に従事した者とみなし、平均休日率の算定から除外する。

また、測量業者、資材業者、警備業者、運搬業者等は対象外とする。

5.3 対象期間

工事着手日（着工届に記載の日）から工事完成日（完成通知書に記載の日）までの期間とする。

ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まないこととし、指示については書面で行うこととする。

下請けについては、施工体制台帳上の工期とする。

5.4 週休2日の達成判断

(1) 平均休日率

平均休日率とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいい、達成状況の評価は下表のとおりとする。

降雨、降雪の天候不良等により休日とした場合は、休日に振り替えることができる。

また、次のような受注者の責によらないと判断できる場合で、休日または振替日に作業を行う場合は、休日もしくは休日の振替を選択できることとする。

- ・ 発注者が作業等を要請した場合。
- ・ 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合。
- ・ 周辺住民等からの苦情、危険防止等の緊急を要する作業が必要な場合。
- ・ その他、発注者が止むを得ないと判断する場合

週休2日 達成状況の 区分	達成判断	補正 対象※1	成績 評価※1
通期	対象期間内の平均休日率28.5%（8日／28日）以上	－	○
月単位	対象期間内の全ての月で平均休日率28.5%（8日／28日）以上	－	○
週単位	対象期間内の全ての週※2で平均休日率28.5%（2日／7日）以上	－	○

※1 補正対象および成績評価については、各々「5.6 積算方法等」および「5.7 工事成績評価」による。

※2 1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

(2) 算定方法

- ・ 休日率 = 対象期間内の各人の休日数 / 対象期間
- ・ 平均休日率 = 対象者の休日率の合計 / 対象者数

5.5 実施内容

(1) 受注者による意思表示

受注者は、「交替制」あるいは「現場閉所」による週休2日のいずれかを希望することができる。

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日の実施に関する工事打合せ簿を監督員に提出するものとする。

(2) 計画休日取得表の提出

受注者は、施工計画書提出時に作業日数、休日数及び休日率等が確認できる計画休日取得表（任意様式）を監督員へ提出するものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変

更休日取得表（任意様式）を監督員へ提出しなければならない。

(3) 実施報告

受注者は、休日率を確認できる休日取得表（任意様式）を月毎に取りまとめ、翌月監督員へ提出するものとする。

また、監督員の指示により既存資料（休日実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提示を求められた場合は、監督員の確認作業に協力しなければならない。

(4) 変更協議

降雨、降雪の天候不良等により休日とした場合や、計画休日取得表の休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日等について監督員へ報告をしなければならない。

(5) 工事看板等による表示

「週休２日試行工事（交替制）」であることを記載した工事看板等を設置するものとする。

(6) 監督員の対応

- ・ 週休２日の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- ・ 緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。
- ・ 受注者から提出された休日取得表により、休日の取得状況を確認しなければならない。
- ・ 受注者の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

5.6 積算方法等

週休２日の達成状況の区分に関係なく、補正は行わない。

5.7 工事成績評定

週休２日を達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じて評価を行う。

なお、週休２日を達成できなかったことによる減点は行わない。

週休２日 達成状況の区分	評価者	
	一般監督員	総括監督員
通期	工程管理（２項目）	—
月単位 週単位	工程管理（２項目）	工程管理（２項目）

附則

平成31年3月8日に制定

令和元年7月30日に一部改正

- ・ 労務費・機械経費（賃料）の補正を追加適用

令和元年10月30日に一部改正

- ・ 対象工事の拡大（農林水産部追記）

令和2年4月1日に一部改正

- ・ 対象工事の拡大
- ・ 祝祭日を週休2日の休日としてカウント
- ・ 共通仮設費と現場管理費の補正係数を一部改正
- ・ 週休2日実施証明書の発行

令和3年7月30日に一部改正

- ・ 市場単価を補正対象に追加

令和4年4月1日に一部改正

- ・ 積算方法の変更

令和4年7月30日に一部改正

- ・ 農業土木工事について、共通仮設費と現場管理費の補正係数を改正

令和5年7月30日に一部改正

- ・ 交替制による週休2日の追加、農業土木工事の補正係数の改正

令和6年7月30日に一部改正

- ・ 公共土木工事、農業土木工事における4週6休、4週7休の補正係数を廃止
- ・ 公共土木工事において4週8休（月単位）の補正係数を追加
- ・ 土木工事標準単価の補正係数を追加

令和7年7月30日に一部改正

- ・ 補正係数の改定
（公共土木工事）
4週8休（通期）を廃止、
完全週休2日（土日）（現場閉所）及び週休2日（週単位）（交替制）を追加
（農業土木工事）
4週8休（通期）を廃止、週休2日（週単位）を追加
（森林土木工事）
4週6休（通期）及び4週7休（通期）を廃止、週休2日（月単位）を追加
- ・ 成績評定の評価対象において、4週6休（通期）及び4週7休（通期）を廃止、週休2日（週単位）を追加
- ・ 積算方法の変更

令和7年9月30日に一部改正

- ・ 要領を「土木工事」（公共土木工事）、「農業土木工事」及び「森林土木工事」に分割
- ・ 週休2日の達成判断（振替の設定）を一部改定

- ・ 週休 2 日実施証明書の発行を廃止

令和 8 年 7 月 30 日に一部改正

- ・ 積算における補正を廃止